給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書（特別徴収継続記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※市町村処理欄	1. 現年度　2. 新年度　3. 両年度

（宛　先）渋川　市長

令和××　年　　○○　月　　△△　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

住所（居所）又は所在地	〒 012－3456 ○○県××市△△1－2－3
フリガナ	
氏名又は名称	株式会社　○×商事
代表者の職氏名	代表取締役　特徴　太郎
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

特別徴収義務者指定番号		12345（※市町村ごとに異なります）
宛名番号		1
担当者連絡先	所属	人事課人事労務係
	氏名	特徴　花子
	電話	000－000－0000 内線（　123　）

給与所得者

フリガナ	トクチョウ　イチロウ
氏名	特徴　一郎　（旧姓　　）
生年月日	昭和・平成　50　年　1　月　1　日
個人番号	
受給者番号	１２３４５６
1月1日現在の住所	○×県××市△△3－
異動後の住所	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
140,000	6　月から 8　月まで 35,600　円	9　月から 5　月まで 104,400　円	××　年 8　月 31　日	1（右から番号を記入） 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 事由・理由（　　）	1 1．特別徴収継続 2．一括徴収（収付）

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）

特別徴収義務者指定番号	54321	法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
所在地	〒 654－3210 ○○県××市△△1－2－3		
フリガナ	マルバツフドウサン　カブシキガイシャ		
氏名又は名称	○×不動産　株式会社		

担当者連絡先

所属	庶務課社員係
氏名	特徴　進
電話	111－111－1111 （内線　222　）

新しい勤務先では、月割額　11,600　円　を

9　月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。

受給者番号	２３４５６
納（新勤務先で記載）	否 1（右から番号を記入）　1．必要　2．不要

新しい会社で特別徴収を開始する月（9月）とその月割額を記載します。

2．一括徴収の場合

理由：　（右から番号を記入）

1．異動が令和　　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日　　月　　日　　円

一括徴収した税額は、　月分（翌月１０日納入期限分）で納入します。

3．普通徴収の場合

理由：　（右から番号を記入）

1．異動が令和　　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．異動が令和　　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】〒377-8501　渋川市石原80番地　渋川市役所税務課市民税係

御注意

1　「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2　「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

3　一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。また、出国予定者の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いします。普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め「納税管理人設定申告書（承認申請書）」を提出するよう対象者にご指導ください。

複写（コピー）してご使用ください。